



厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができ、申出が受理されたときは、その日に被保険者の資格を取得する旨規定されている（社会保障協定特例法第24条、同法第25条、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成19年政令第347号。以下「同法政令」という。）第50条、同51条、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する省令（平成20年省令第2号。以下「同法省令」という。）第20条の2）。

- 2 本件の場合、請求人は、Aについて、本件申出書により、被保険者資格喪失日（平成〇年〇月〇日。以下「本件資格喪失日」という。）に遡っての被保険者資格の取得を求めているものと解することができるから、本件の問題点は、請求人の主張が理由のあるものと認められるか否か、ということである。

#### 第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。  
「略」

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 社会保障協定特例法施行前における日英間の社会保障協定に伴う厚生年金保険法等の扱いは、「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」（平成12年法律第83号。社会保障協定特例法施行に伴い廃止された。以下「旧法」という。）、「日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令」（平成12年政令第454号。以下「旧政令」という。）及び「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特

例等に関する省令」（平成12年省令第131号。以下「旧省令」という。）の規定に基づいて行われた。旧法第5条第1項第2号によれば、連合王国（グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国をいう（旧法第2条第1項。）の領域内において就労し、かつ、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を受ける者として旧政令で定めるものは、厚生年金保険法の被保険者としないとされていたが、適用事業所事業主に使用され、当該事業主により派遣期間が5年を超えないと見込まれ連合王国の領域内で就労するために派遣された者であって、当該就労のために連合王国に滞在を開始した日から引き続き就労するために連合王国に滞在し、かつ、同日から起算して5年を経過していないものは、その適用が除外されていた（旧政令第6条第1項第1号イ）。しかし、上記各規定により厚生年金保険の被保険者とされない者であっても、旧法第7条の規定により社会保険庁長官（当時）に申し出て、申し出た日から、厚生年金保険の被保険者となることができた。

- (2) 本件の場合、当初派遣期間が5年以内と見込まれたことから、Aについては、連合王国で就労しながらも、厚生年金保険の被保険者資格が継続され、それは法定期限8年（旧省令第14条第1項第1号）を経過する前までの、平成〇年〇月〇日まで延長された。

平成〇年〇月〇日、本件事務所担当者は、〇（注：平成〇）年〇月〇日付で期限切れとなっていたAの厚生年金保険の被保険者資格について、A本人は継続加入を希望しているため、再度延長を申請することが可能かどうか本件事務所に電話で問い合わせをしたところ、本件事務所適用課担当者は、「日英社会保障協定の再延長はできず、厚生年金の加入資格がないため、日本の厚生年金は赴任より8年超過した日

付（〇年〇月〇日）で資格喪失手続きを提出してください。」と指示したが、この際、「日英社会保障協定」の期限が切れても厚生年金保険に任意加入できるという説明をしなかった。

請求人は、指示されたとおり、平成〇年〇月〇日、資格喪失日を平成〇年〇月〇日としたAに係る本件資格喪失届を提出し、Aは厚生年金保険の被保険者資格を失った。

その後、請求人は、インターネット情報で厚生年金特例加入制度の記事を見つけ、本件事務所へ再度問い合わせをしたが、回答が不明瞭だったため、直接、厚生労働省国際年金課に問い合わせたところ、「駐在期間8年満了後は、厚生年金の強制加入資格は喪失しなくては行けないが、任意加入はできる、遡っての加入はできない」という説明を受けた。

平成〇年〇月〇日、請求人は、本件事務所からなるべく早くAに係る任意加入の手続をするよう示唆され、平成〇年〇月〇日本件申出書を提出したところ、同日が資格取得日と確認され、Aの被保険者資格期間は、平成〇年〇月〇日に資格喪失後、同〇年〇月〇日に同資格を再取得したこととなり、その間約4年の空白が生じることとなった。

- (3) 本件において、請求人は、平成〇年〇月〇日に本件事務所に問い合わせたときに、特例加入について何の説明もなかったとして、本件資格喪失日（平成〇年〇月〇日）に遡って、Aに係る被保険者資格の取得を求めているものと解することができるのであるが、請求人が、本件事務所に問い合わせたのは、本件資格喪失日から約9か月経過した平成〇年〇月〇日であり、本件資格喪失日前にも、問い合わせる機会は十分にあったのであるから、本件資格喪失日までさかのぼって被保険者資格を取得する事を求める請求人の主張は、そのとおりには採用することはで

きない。

- (4) しかしながら、国民が行政の誤った教示に従って行動した結果、あるいは、当然あるべき説明、教示がなかったがために、行うべき手続を行うことができなかった結果、法令を規定どおりに適用すると、関係者の信頼関係が甚だしく裏切られ、正義衡平の理念に著しく反するような場合には、信頼保護の必要と法律による行政の原理を貫徹しないことによって国民の間に生ずる不公平などの弊害の程度とを比較勘案し、例外的に、いまひとつの普遍的な法原理である信義則に基づいて個々の法令の定めているところと異なる取扱いをするのを相当とすべき場合もないわけではない。

ところで、厚生年金保険制度は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度であり、厚生年金保険の被保険者資格の存在は、各種保険給付の要件となるのみならず、その被保険者期間の長短は、直接的に給付の額に影響するものであるから、被保険者資格は極めて重要なものといえることができる。社会保障協定やこれに伴う国内各法令及び厚生年金保険法及び関係法令並びに通達等の定めは複雑・難解であり、しかも、被保険者資格の得喪は、原則として、事業主による届出がなければその確認が行われることはないから、事業主による適正かつ迅速な届出が要請されることである。そして、本件事務所適用課担当者は、事業主とは比較にならない程の豊富な旧法及び旧政令、旧省令並びに社会保障協定特例法、厚生年金保険法及び関係政令、省令等のほか関係通達類に関する知識と情報を保有していると考えられることを併せ考慮すると、本件事務所適用課担当者としては、事業主に対し、法令の規定に関する誤った知識に基づいて説明や指導をし、あ

るいは、当然なすべき説明や指導を怠ることにより、事業主の厚生年金被保険者資格の取得に関する届出や申出の意思に影響を及ぼしてはならないというべきである。これを本件についてみるに、本件事業所担当者が平成〇年〇月〇日に本件事務所に問い合わせをした内容からすれば、本件事務所適用課担当者としては、問い合わせの趣旨が、Aに係る日英社会保障協定の再延長が可能かどうか、再延長ができないのであれば、我が国における厚生年金保険の被保険者資格の取得が可能かどうかという点にあったことは、容易に理解できることであるから、Aについては、社会保障協定特例法第25条第1項（旧法にあっては、旧法第7条）の規定により、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる（被保険者資格の取得日はその申出が受理された日）ことを教示、説明すべきであったものというべきである。しかるに、本件事務所適用課担当者は、本件事業所担当者に対し、日英社会保障協定の期限が切れても、厚生年金保険の任意加入をすることができることについては一切の説明をせず、日英社会保障協定の再延長はできないので、厚生年金保険の資格喪失手続をするように求めるのみであったのである。そのため、請求人は、説明を受けた2日後である平成〇年〇月〇日にAに係る本件資格喪失届のみを提出するに至ったものである。以上のような事実関係を前提として考察すると、本件事務所適用課担当者が、平成〇年〇月〇日に問い合わせを受けた際に、Aが厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができることを教示説明していたとすれば、本件事業主は、本件資格喪失届を提出した平成〇年〇月〇日には、本件資格喪失届とともに、本件資格取得申出書を提出したことが容易に認められるのであり、そうであれば、Aは、同日、厚生

年金保険特例加入被保険者資格を取得したものである。本件事業主が平成〇年〇月〇日に本件資格取得申出書を提出することができなかった理由は、本件事務所適用課担当者が、上記のようになすべき説明、教示をしなかったからにほかならない。

- (5) 本件資格取得申出書は、平成〇年〇月〇日に提出されたものであり、これが同日受理されているから、関係法令をそのまま適用すれば、Aの厚生年金被保険者資格の取得日は同日となるが、請求人が本件資格取得申出書を提出するまでの経緯は、上記認定のとおりであり、そのような事実関係の下においては、信義則上、本件資格申出書は、平成〇年〇月〇日に提出されたものとみなすのが相当であるから、原処分のうち、資格取得年月日を平成〇年〇月〇日とする部分は妥当ではなく、資格取得年月日を「平成〇年〇月〇日」とすべきである。よって、原処分のうち、資格取得年月日を平成〇年〇月〇日とする部分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。